

海外ゲスト（法務省パート）



氏名：Keo Hoklee
役職：カンボジア模倣品対策委員会次長

民間企業やカンボジア国民議会議事務局での長年の経験を経て、2015年にカンボジア模倣品対策委員会次長に任命された。
モナッシュ大学（メルボルン）にて、外交・国際貿易修士課程を修了した。



氏名：Serena Darcel Chin
役職：カルーセルグループ統括法務部長

チン氏は、カルーセルグループの法務、コンプライアンス及び政府関連業務を統括している。

カルーセルグループは、東南アジア圏におけるセカンドハンド（中古品）のマルチカテゴリープラットフォームの最大手であり、世界中の人々がセカンドハンドを売るきっかけを作り、セカンドハンドを消費者から第一に選ばれる存在とすることをミッションに掲げている。

2012年8月にシンガポールで設立されたカルーセルグループは、現在、Carousell、Chợ Tốt、Laku6、Mudah.my、OneShift、Refashのブランドで、7つの市場をリードしている。



氏名：Vignesh Vaerhn
役職：Allen & Gredhill法律事務所 パートナー弁護士長

ヴィグネシュ氏の専門分野は、知的財産権及び情報技術（IT）に係る訴訟・紛争などあらゆる形態の知財関係業務である。

著作権を含む知的財産権侵害/取消/異議/権利に関する紛争につき、民事・刑事両分野で、豊富な経験を有している。また、ドメイン名回復や商号の復活に関する案件に従事し、成功に導いた実績がある。

また、同氏は、企業の機密情報等の保護、シンガポールにおける医薬品のライセンシングに関する規制上の問題についても助言を行っている。

知的財産権の保護とポートフォリオ管理に関する案件にも携わっており、特に、知的財産監査/デューデリジェンスや商業化から生じる問題など、知的財産権の活用戦略の分野に注力している。

そのほか、シンガポールのドメイン名紛争解決政策委員会の構成員も務めている。

ヴィグネシュ氏は、World Trademark Review 1000において、Enforcement and Litigation（権利執行・訴訟）部門及びProsecution and Strategy（特許出願手続・戦略）部門で、“Leading Individuals”として、知財分野における主導的な活動を評価されている。

同分野の主導的な寄稿としては、代表的なものとして、ロービジネスリサーチ社発行のThe Technology Disputes Law Review（技術紛争法レビュー）のシンガポールに関する章、Singapore Academy of Law Journal誌に掲載された論文

「Distinctly Confusing: Clarifying the Applicability of Acquired Distinctiveness under Singapore Trade Mark Law」などの執筆がある。

多様な文化的背景を有しており、日本語や北京語にも堪能なマルチリンガルである。

海外ゲスト（法務省パート）



氏名：Thippachanh THIPPHAVONE

役職：ラオス商工省知的財産局知的財産紛争解決部副部長

チパボン氏は、会計学とビジネス英語の2つの学士号を持ち、現在、中国同済大学の知的財産法プログラムの修士課程に在籍中である。

同氏は、STB銀行で4年間、また、ラオス青年同盟（LYU）で9年間、儀礼担当副部長及び秘書役として勤務した後、2019年12月にラオス商工省知的財産局において知的財産関係業務に従事することとなった。

その後、同局総務部、知的財産推進発展部、知的財産サービスセンターでの勤務を経て、現在は知的財産紛争解決部に在籍している。



氏名：KALA DEVI KAILASAM

役職：国内取引・生活費省 知的財産部長

2004年、国内取引消費者省執行局に入省。様々な部署で勤務。

執行局法務課長を経た（2019年5月～2022年4月）後、昨年から現職。

学歴：マレーシア国際イスラム大学（IIUM）にて法学士（優等）。



氏名：Christine V. Pangilinan-Canlapan

役職：副局長

クリスティーン氏は、フィリピン知的財産庁(IPOPHL)法務局の副局長のほか、知的財産権執行事務所の監督責任者やIPOPHLの裁判外紛争解決サービスの監督責任者も務めている。

同氏は、知的財産権訴訟から知的財産権紛争解決に向けてのパラダイムシフトに強い信念を持って取り組んでおり、ASEAN知的財産協力ワーキンググループ（AWGIPC）のフィリピン代表部メンバーとして同国の取りまとめ役を担い、ASEANのあらゆる案件を担当している。

IPOPHLに任用される前は、15年以上にわたり、民間の知的財産の実務家として知的財産権訴訟および知的財産権行使に係る案件を担当してきた。

政治学士、法学士、経営学修士を取得しており、キャリア・サービス・オフィサーでもある。インターポール・ストップオンライン海賊行為ワークショップ、政府・法執行官向けデジタル環境における知的財産権執行に関する小地域セミナー、法執行担当者及び検察官向けの製品識別セミナーや知的財産ワークショップなど、関連の様々なセミナーやトレーニングに参加している。

また、IPOPHL-TIPO商標審査官交流プログラム（2022年1月開催）や、台湾特許庁（TIPO）、欧州連合知的財産庁(EUIPO)、世界知的所有権機関（WIPO）、その他ASEAN関連組織が主催した各種ウェビナーなど、国内外の多くの場で講演者やパネリストを務めた経験を有している。

最近では、WIPO、フィリピン司法アカデミー（PHILJA）、IPOPHLの共同プロジェクトによる、裁判官のための知的財産シンポジウムでの講演のほか、2023年国際商標協会（INTA）会議においては、IPOPHLの取組や、IPOPHLが副議長兼議長代理を務める国家知的財産権委員会の取組についてプレゼンテーションを行った。

海外ゲスト（法務省パート）



氏名： Kin Wah Chow

役職： Rouse法律事務所及びSuryomurcito & Co.法律事務所代表、外国法事務弁護士

キン・ワウ氏は、Suryomurcito & Co法律事務所では活動する外国法事務弁護士である。同事務所は、インドネシア人弁護士のためのRouseネットワーク事務所である。

国際的なクライアントに対し、インドネシア国内当事者によって登録された商標の再請求、特許権侵害、ソフトウェア契約に関わる紛争事案、商標登録の異議申立てに関する問題などについて、法的なアドバイスを定期的に行っている。

また、同氏は、出版物の刊行を行うなど、自身の経験を活かして活動の幅を広げているほか、EUROCHAMインドネシア知的財産権ワーキンググループの議長、法学会情報技術委員会研修小委員会の委員長も務めている。

学歴・資格

インドネシア外国法事務弁護士

シンガポール共和国最高裁判所 法廷弁護士

および事務弁護士 (1993年)

ニューヨーク州弁護士、法務官

イングランド、ウェールズの事務弁護士

西オーストラリア州最高裁判所 事務弁護士

および法廷弁護士

シンガポール国立大学法学士

専門分野

特許権侵害訴訟

デジタル規制に関する助言

知的財産権取引およびデューデリジェンス

主な実績

インドネシアにおける知財関係紛争及び商取引に関する案件に15年以上従事

デジタル規制及びデータ保護法のコンプライアンスに関する案件に従事

インドネシアの企業に対する知的財産権の取得および登録に関する案件に従事

受賞歴

2023年 IAM Patent 1000: 「Highly Recommended」に選出

2020年、2022年 IAM Patent 1000: 「Recommended Individual」に選出

2016年、2018 - 2020年 Chambers and Partners: 「Notable practitioner」に選出

2019年及び2020年 World Trademark Review 1000: 「leading individuals and recommended for notable work」に選出

2020年 Legal 500 Asia Pacific: 「Key lawyer in Tier 1」に選出

2020年 Who's Who Legal Patents: インドネシアの弁護士としてノミネート

2019年 MIP IP Star: 特筆すべき業績を評価



氏名： Navarat Tankamalas

役職： 知的財産局国際室長

2005年よりタイ知的財産局に勤務。科学、経営学、文学のバックグラウンドを持ち、商業登録分析、商標審査、計画や政策の分析、知的財産問題に関する国際協力の業務に携わってきた。

2016年から2021年にかけて、ジュネーブのWTO及びWIPOのタイ王国政府代表部にて、上席商務官を務めた。

2021年に知的財産戦略の責任者に任命され、2022年からは国際室長を務めている。タマサート大学（バンコク）を卒業し、理学士号を取得。次いで、チュラロンコン大学（バンコク）文学修士課程、米国テキサスA&M大学コマース校経営学修士課程を修了した。

海外ゲスト（法務省パート）



氏名：Yen Vu

役職：Rouseリーガルベトナム ベトナムマネージャー 代表弁護士

イエン氏は知的財産分野の専門家として18年以上の経験を有する。

訴訟および非訟の知的財産権に関わる案件が専門で、商標、特許、著作権、ドメインネームに関わるエンフォースメント、権利保護及び商業的な活用といった案件を扱っており、ベトナム、ラオス、カンボジアをはじめとする複数の地域にわたって、その専門性を発揮している。

ベトナムのデータ保護やデータ機密性に関わる案件も幅広く手掛けており、個人データ保護に関する法案に関しては、在ベトナム欧州商工会議所のデジタル委員会と協力し、公安省に提言を行った。

そのほか、世界経済フォーラムやレクソロジー（Lexology）が主催するワークショップにおいて、ベトナムや東南アジアにおけるデータ保護やデジタルトランスフォーメーションに関する講演も行っている。

また、大手多国籍企業に対し、ベトナムにおける知財ポートフォリオの活用について法的なアドバイスを行ったり、商標の審判、異議申立、商標訴訟、特許紛争、さらにはWIPO仲裁センターでのドメイン名紛争における権利行使の分野で豊富な経験を有しているほか、知的財産権に関連するメディア・エンターテインメント法、ライセンス契約及びフランチャイズ契約、企業秘密、雇用法も取り扱っている。

『アジアの法律と実務』、『世界の商標レビュー』、『ベトナムの投資レビュー』、『プライバシー法とビジネス』などの著作があるほか、Globe Law and Businessから出版された「国際著作権法」の執筆にも参加している。